部長及び参事官
殿
所　　属　　長

生 企 発 第 7 6 号
（地域、少年）
令和３年２月５日
10年保存（口訓）
本　　部　　長

県警察の指定する子供110番の家の運用及び子供110番の家に対する支援について（通達乙）

子供110番の家については、子供が事件、事故等の被害に遭い、又は遭うおそれがあるときに逃げ込むことのできる場所を提供するとともに、その一時的な保護や警察への通報等を行っており、県下では、県警察の指定する子供110番の家（以下「警察子供110番の家」という。）のほか、団体、事業者等が実施主体となって子供110番の家、子供110番の店等様々な名称で取り組む子供110番の家（以下「他団体の運営する子供110番の家」という。）がある。

現在、警察子供110番の家の運用及び他団体の運営する子供110番の家については、「県警察の指定する子供110番の家の運用及び子供110番の家に対する支援について（通達乙）」（平成30年８月１日生企発第535号。以下「旧通達」という。）に基づき実施しているところであるが、押印を求める手続きの見直し等に伴い、旧通達の別記第２号様式「申出書」及び別記第６号様式「使用申請書」の押印を省略するなどの変更を行い下記のとおり実施することとしたので、適正かつ円滑な事務の遂行を図られたい。

なお、本通達の実施により旧通達は廃止する。

記

１　警察子供110番の家の制度

警察子供110番の家については、住民、事業者、団体等の協力を得て、その管理する建物（住居、店舗、事務所等の人の所在する建物をいう。以下同じ。）のうち一定の要件を満たす建物を警察子供110番の家として指定し、事件等（事件、事故及び災害をいう。以下同じ。）の被害に遭い、又は遭うおそれがあり、助けを必要とする子供の緊急避難場所として活用することにより、子供の安全を確保しようとするものである。

２　警察子供110番の家の活動

警察子供110番の家は、事件等の被害から子供を守るため、次に掲げる活動を行うものとする。

(1)　建物又は敷地の出入口等、当該建物が子供110番の家であることが外部から容易に認識することのできる場所に、別記第１号様式の標章（以下「標章」

という。）を標示すること。

(2)　事件等の被害に遭い、又は遭うおそれがあり、助けを必要とする子供を当該建物において一時的に保護すること。

(3)　子供を保護したときは、直ちに警察に通報すること。

(4)　不審者や事件等の子供に危害を及ぼすおそれのある状況を発見したときは、速やかに警察に通報すること。

3　警察子供110番の家の整備

警察子供110番の家の指定に当たっては、人目のない場所、死角の多い場所等子供が被害に遭うおそれのある場所を選定するなど、効果的に整備すること。

4　警察子供110番の家の指定等

(1)　指定者

警察子供110番の家の指定は、当該指定に係る建物の所在地を管轄する署（以下「管轄署」という。）の署長が行うものとする。

(2)　指定の要件

署長は、警察子供110番の家の指定に係る建物及びその関係者が次に掲げる要件を満たし、かつ、当該建物を警察子供110番の家に指定する必要があると認めるときは、これを指定する。

ア　２に掲げる活動を適正に行うことができると認められること。

イ　指定に係る建物が、子供の通学路又は子供が利用する公園等の周辺道路に面しているなど、子供の緊急避難場所として効果を期待することができる場所にあること。

ウ　指定に係る建物が、子供の健全育成や事故防止等の観点から、子供が立ち入ることが望ましくない建物でないこと。

エ　登下校時、下校後等の子供が屋外で活動する時間帯に、指定に係る建物に居住者、従業員等がおおむね所在し、当該者が避難をしてきた子供に対して基本的な対応をすることが可能であること。

(3)　指定期間

警察子供110番の家の指定期間は、当該指定の日から３年を越えない範囲において署長が指定する。ただし、再指定を妨げない。

(4)　指定の手続

ア　警察子供110番の家の指定に当たっては、管轄署の生活安全課又は刑事生活安全課（以下「生活安全担当課」という。）を窓口として、当該指定に係る建物の管理権を有する者（建物が住居である場合は、管理権を有する居住者とする。以下「管理者」という。）から別記第２号様式の申出書（以下「申出書」という。）を提出させるものとする。

イ　署長は、申出書の提出があったときは、別記第３号様式のチェックリストを関係職員に作成させ、その内容を考慮し、(2)に定めるところにより、当該申出に係る建物を警察子供110番の家に指定する。この場合において、(2)に定める警察子供110番の家に指定する必要性の判断については、周辺の警察子供110番の家の分布状況、当該申出に係る建物の管理者及び居住者に警察子供110番の家に対する信頼を損なうおそれのある非行、行為、言動等がないことなどを考慮して行うものとする。

ウ　警察子供110番の家の指定をするときは、別記第４号様式の指定書（以下「指定書」という。）及び標章を交付するとともに、別記第５号様式の警察子供110番の家指定簿（以下「指定簿」という。）を作成すること。

(5)　指定期間の満了に伴う措置

署長は、警察子供110番の家の指定期間が満了する場合において、当該警察子供110番の家の再指定をする必要があると認めるときは、当該管理者に継続の意思を確認し、(4)ア及びイに定める指定の手続をとり、指定書を交付するとともに、指定簿の記載内容を整理すること。

なお、再指定をしないときは、標章を回収するとともに、指定簿の記載内容を整理すること。

(6)　標章の再交付

警察子供110番の家に標示されている標章に退色、劣化、破損、紛失等が生じたときは、速やかに、退色、劣化、破損等が生じた標章を回収するとともに、新たな標章を交付して標示させること。

(7)　指定の解除

署長は、警察子供110番の家に指定した建物又はその関係者が次のいずれかに該当することとなったときは、当該指定を解除し、指定書及び標章を回収するとともに、指定簿の整理を行うこと。

ア　正当な理由なく２に掲げる活動を行わなかったとき。

イ　(2)に掲げる要件のいずれかに該当しなくなったとき。

ウ　指定に係る建物の管理者又は居住者に、警察子供110番の家に対する信頼を損なうおそれのある非行、行為、言動等があったとき。

エ　指定に係る建物の管理者から、指定の解除の申出があったとき。

オ　アからエに掲げる場合のほか、署長が当該指定を解除する必要があると認めたとき。

(8)　署地域課員による仲介

申出書の提出、指定書及び標章の交付、標章の再交付、標章の回収等に当たり、警察子供110番の家の管理者等に来署を求めることが適当でない場合

は、署の地域課員がその受渡し等を行うものとする。

5　警察子供110番の家に対する指導

警察子供110番の家の指定に当たっては、管理者に対し、次の事項を遵守するよう指導すること。再指定をするときも、同様とする。

(1)　２に掲げる活動を適正に行うこと。

(2)　警察子供110番の家の活動を行うことができなくなったとき、又は困難になったときは、速やかに申し出ること。

(3)　標章は、警察子供110番の家に標示する以外には使用しないこと。

(4)　標章を譲渡し、又は売却しないこと。

(5)　標章に退色、劣化、破損、紛失等が生じたときは、速やかに管轄署の生活安全担当課に連絡すること。

6　標章の使用

標章には、日本テレビ音楽株式会社が商品化権窓口をしている「それいけ！アンパンマン」を使用しており、標章を警察子供110番の家に標示し、若しくは見本として使用する以外の目的で使用し、又は標章の画像等（写真、画像その他の人の知覚によって認識することができるものをいう。以下同じ。）を使用することはできない。ただし、標章又は標章の画像等を警察子供110番の家の活動に関するマニュアル又は広報物に使用する場合において、次に定める手続を経て、同社の許諾を受けたときは、この限りでない。

(1)　標章又は標章の画像等を警察子供110番の家の活動に関するマニュアル又は広報物に使用するときは、あらかじめ別記第６号様式の使用申請書により、県本部生活安全企画課長（以下「生活安全企画課長」という。）に申請する。ただし、警察が使用するときは、口頭その他の方法により生活安全企画課長に申請する。

(2)　生活安全企画課長は、(1)の申請があった場合等、標章又は標章の画像等を警察子供110番の家の活動に関するマニュアル又は広報物に使用する必要があると認めるときは、当該使用について、別記第７号様式の使用許諾申請書を作成し、ＰＤＦデータにして日本テレビ音楽株式会社に送信して許諾を求めるものとする。この場合において、生活安全企画課長は、同社から示された許諾内容、許諾条件等を記録し、申請者に対する使用の許諾通知の際に、食い違いが生じないようにしなければならない。

(3)　生活安全企画課長は、日本テレビ音楽株式会社の許諾を受けたときは、許諾内容、許諾条件等に従い別記第８号様式の使用許諾通知書（以下「使用許諾通知書」という。）を作成し、申請者に交付するとともに、許諾内容、許諾条件等に従った使用を遵守するよう指導すること。ただし、申請者が警察

であるときは、使用許諾通知書の作成及び交付は必要としない。

7　子供110番の家に対する支援等

(1)　子供110番の家の実態把握

子供の安全確保、子供に対する犯罪の未然防止及び子供の安全を守る気運の醸成を図るためには、警察子供110番の家だけでなく、他団体の運営する子供110番の家の活動についても把握し、連携を強化する必要があることから、巡回連絡、会議等の各種警察活動により他団体の運営する子供110番の家の活動を把握するとともに、把握した情報は生活安全担当課において別記第９号様式の他団体の運営する子供110番の家把握簿に記録すること。

(2)　子供110番の家の情報の共有

生活安全担当課は、警察子供110番の家及び他団体の運営する子供110番の家の所在地等の情報を当該署の地域課と共有し、協同して効果的な支援に努めること。

(3)　あんしんＦメールの推奨等

署の生活安全担当課及び地域課は、警察子供110番の家の指定時、子供110番の家の立ち寄り時等の機会を捉え、子供の安全を確保するためには、不審者情報等の速やかな入手が重要であることを説明し、あんしんＦメールの登録を積極的に働き掛けること。

(4)　情報の発信

子供110番の家の活動の活性化及び防犯意識の高揚を図るため、署の生活安全担当課及び地域課は、協同して子供110番の家に対し、通学路等の公共の場所における子供に対する犯罪、声掛け、つきまとい等の発生状況や発生傾向、子供の被害を未然に防止するための防犯対策等の地域安全情報を積極的に発信すること。

また、子供に対する犯罪、声掛け、つきまとい等が発生した地域の住民に対しても、こうした地域安全情報や不審者情報等を時機を失することなく発信することで、地域住民の協力や子供の安全を守る活動への参加にもつながることから、積極的な情報の発信に努めること。

(5)　警察官による立ち寄り等

子供110番の家に対する巡回連絡、情報発信等を継続して行うなどコミュニケーションを図り、その活動が孤立することのないように支援すること。

(6)　子供110番の家の広報

子供110番の家の活動が県民に浸透・拡充し、社会全体で子供の安全を守る気運が醸成されるよう、警察子供110番の家の広報だけでなく、他団体の運営する子供110番の家についても、その承諾を得て積極的に広報すること。

また、子供110番の家が有効に活用されるよう、子供及びその保護者並びに小学校、ＰＴＡ、地域安全活動団体等に対して、子供110番の家の場所を教示し、その周知に努めること。

８　報告等

子供110番の家の効果的な活動事例があったときは、速やかに生活安全企画課長を経由して報告すること。

（別記第１、第３～５、第７～９号様式省略）

第２号様式（４関係）

署長	副署長等	刑事官	課長	係長	主任等	
						してよろしいか。 月　　日

（個人住居用）

申出書

年　　月　　日

署長　殿

（申出者）

住所

職業

氏名

電話番号

私は、次の建物の管理権を有する者として、当該建物において高知県警察の指定する子供110番の家の活動を行うことを申し出ます。

建物の所在地及び電話番号		
建物の居住者	氏名	生年月日

備考１　申出者は、建物の管理権を有し、かつ、当該建物の居住者であること。
２　申出者以外の居住者の氏名、生年月日の記載に当たっては、当該居住者の同意を得た上で記載すること。
３　申出書は、一つの建物につき１通を提出すること。

第２号様式（４関係）

署長	副署長等	刑事官	課長	係長	主任等	
						してよろしいか。 月　　日

（事業者、団体等用）

申出書

年　　月　　日

署長　殿

（申出者）

住所

職業

氏名

電話番号

私は、次の建物の管理権を有する者として、当該建物において高知県警察の指定する子供110番の家の活動を行うことを申し出ます。

建物の所在地、名称及び電話番号			
建物の責任者の住所、氏名及び生年月日			
建物の事業形態	従業者数	営業時間	休業日

備考１　申出者以外の氏名、生年月日の記載に当たっては、当該者の同意を得た上で記載すること。

２　申出書は、一つの建物につき１通を提出すること。

第６号様式（６関係）

使用申請書

年　　月　　日

高知県警察本部
生活安全企画課長　　殿

（申請者）
住所又は所在地

氏名又は名称

高知県警察の指定する子供110番の家の（標章・標章の画像等）について、次のとおり使用したいので申請します。

使用する物品等（以下「使用物」という。）	
使用物を使用する団体等の所在地、名称、代表者及び連絡先電話番号	
使用物の使用目的及び使用用途	
使用物を使用する期間、地域、数量等	

（誓約事項）
次の事項を遵守します。
１　標章又は標章の画像等の使用に関する指示に応じること。
２　使用物の使用の中止、回収、撤去等の申し入れがあった場合は、直ちに対応すること。

備考１　使用する標章、標章の画像等の別について、括弧内の標章、標章の画像等のいずれかを〇印で選択すること。
２　作成物の案を添付すること。